

豊橋市地産地消エネルギー指針

令和2年1月
豊橋市

－ 目次 －

第1章 指針の基本的な考え方	
1 指針策定の背景	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 指針策定の目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
3 指針の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 2
第2章 エネルギーの地産地消の現状と課題	
1 国のエネルギー政策の現状	・ ・ ・ ・ ・ 3
2 県のエネルギー政策の現状	・ ・ ・ ・ ・ 3
3 本市におけるエネルギーの地産地消の現状	・ ・ ・ ・ ・ 4
4 エネルギーの地産地消に係る課題	・ ・ ・ ・ ・ 6
第3章 エネルギーの地産地消の必要性	・ ・ ・ ・ ・ 6
第4章 エネルギーの地産地消の実現に向けて	・ ・ ・ ・ ・ 7
第5章 推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 8

1 指針策定の背景

近年、生活の利便性の向上や経済活動の高度化・多様化に伴い、エネルギー需要が増加し続ける中で、化石燃料の枯渇や供給に対する不安、さらに地球環境問題などが顕著となり、地球規模での対応が進められてきています。そうした中、世界においては、「京都議定書」や「パリ協定」といった地球温暖化の解決に向けた取決めが採択され、低炭素社会の実現を目指すこととなりました。

また、日本国内では、東日本大震災をはじめとした未曾有の大規模災害を契機に、「エネルギー政策の見直し」、「エネルギーの安定的な供給」などを求める議論が加速し、災害対応力の強化や地域エネルギー自給率の向上が求められ、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーを活用するよう、従来の電源構成が見直されています。

このような社会情勢を鑑み、本市においても二酸化炭素の排出を抑え地球温暖化防止に貢献するため、再生可能エネルギーを活用し地域経済の活性化にもつながる本市に最適で具体的なエネルギーの地産地消のビジョンが必要となっています。なお、策定する指針は、国連が提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」で示す 17 目標のうち、多くの項目に寄与し、持続可能なまちづくりを目指していきます。



図 1-1 指針に寄与する SDGs の目標

※SDGs：2015 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標のことであり、地球環境を汚染・略奪することなく、永続的な環境・経済・社会を構築されるため、世界中の皆で目指すもの。Sustainable Development Goals の略。

2 指針策定の目的

本市は、これまで「豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」により、地球温暖化防止の観点から、省エネ対策や再生可能エネルギーの普及に取り組んできましたが、エネルギーを取り巻く社会環境は大きく転換し、エネルギー政策の更なる推進が必要です。

本指針は、「エネルギーの地産地消」を積極的に進めていくうえで必要な方向性や考え方を示すため策定するものです。

なお、本市における「エネルギーの地産地消」とは、地域に必要なエネルギーを地域で生まれた再生可能エネルギーによってまかない、地域で循環することです。

3 指針の位置づけ

エネルギーを取り巻く環境が大きく変化している中、本指針は、「豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」における取組方針のうち、『エネルギーを賢く使おう』、『新しいエネルギーを生みだそう』に向けた更なる実践を促すための行動指針として位置づけ、次期計画である「第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」の取り組みに反映します。

なお、今後エネルギーに関連する他の計画を策定する際には、本指針について情報を展開していきます。

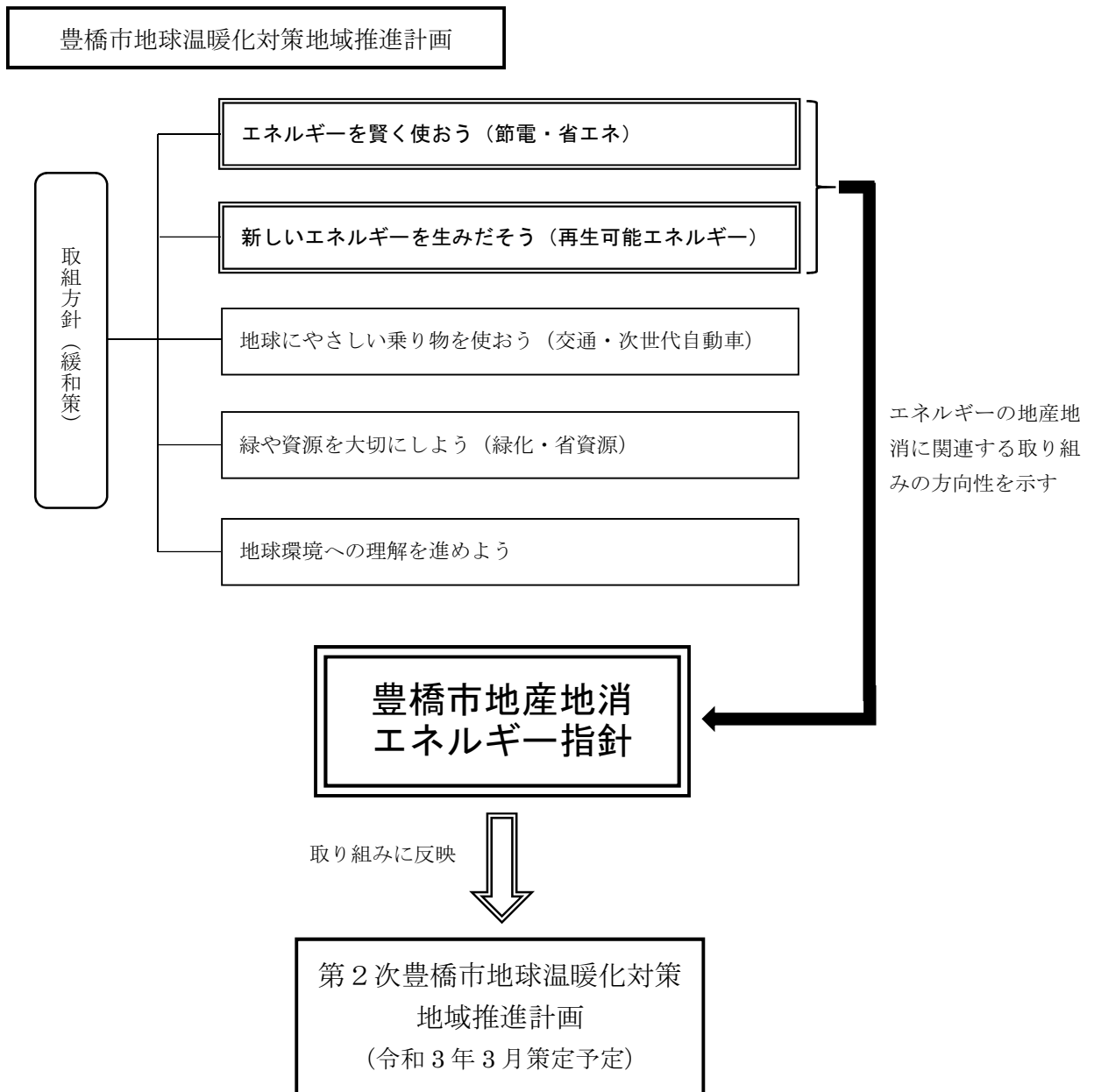


図 1-2 指針の位置づけ

1 国のエネルギー政策の現状

国はこれまでにないスピードと規模で、エネルギー政策を推進しており、エネルギーを取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。特に、再生可能エネルギーの導入を促進し、地域資源として活用するエネルギーの地産地消を実現していくことが重要とされています。

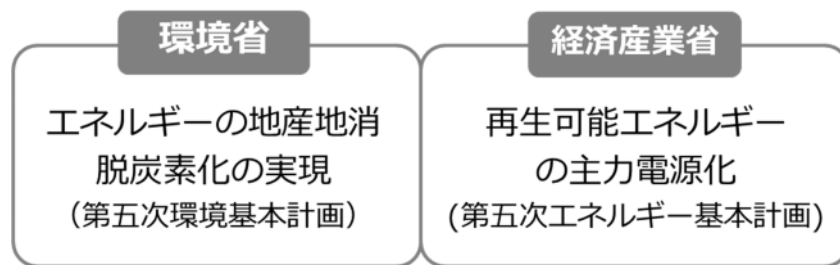


図 2-1 国の主なエネルギー政策

2 県のエネルギー政策の現状

愛知県としても、エネルギー政策の中長期的な取組方向や主な施策を体系的に示し、エネルギー関連政策を総合的に推進していくため、毎年度、『電力・エネルギー政策パッケージ』を作成しています。

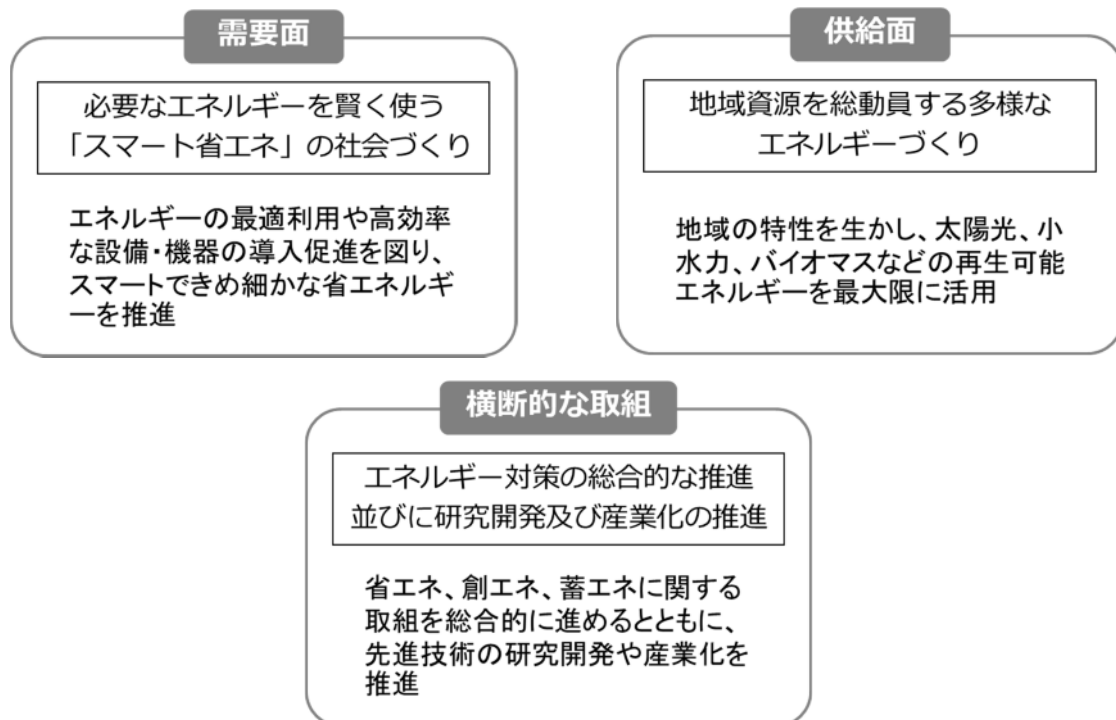


図 2-2 県のエネルギー政策「2019年度 電力・エネルギー政策パッケージ」(概要)

3 本市におけるエネルギーの地産地消の現状

(1) 地域特性

「530（ゴミゼロ）運動」発祥の地の豊橋市は、市民による草の根活動が盛んな地域です。また、豊橋市内の全小中学校はユネスコスクールに認定されており、ESD 等の環境教育に力を入れています。その他、全国屈指のバイオマス活用センター（下水汚泥や生ごみを活用した発電等）を整備するなど、SDGs の実現に向けた施策を推進し、環境実践都市として様々な活動を展開しています。

このような高い環境意識と行動力のもと、平成 30 年 10 月に全国で 10 番目となる「世界首長誓約／日本」の誓約自治体となり、更なるエネルギーの地産地消や国以上の温室効果ガスの排出抑制を目指しています。



写真 2-1 平成 30 年 10 月 12 日
「世界首長誓約／日本」署名式

(2) 現行計画に関する取組状況

「豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」により、本市ではこれまでもエネルギーの地産地消に関する様々な取り組みを実施しています。

エネルギーの自家消費の促進

環境負荷の少ないエネルギー利用を増やすため、助成制度を設けて市民が行う住宅全体での創エネ・蓄エネ・省エネを積極的に支援し、地球にやさしく効率的なエネルギーの自家消費を促進しています。

表 2-1 主な住宅用エネルギー設備助成件数（平成 30 年度末現在累計）

項目	実績
太陽光発電システム	9,146 件 (39,427 kW)
ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)	585 件
リチウムイオン蓄電池	515 件

公共施設への太陽光発電システムの設置

再生可能エネルギーの導入拡大や有効活用を推進するために、市自ら率先的な取り組みとして、市内の小中学校（74校）をはじめ、公共施設へ太陽光発電システムを設置しました。（平成30年度末現在、111施設 1,172 kW 設置）

市の遊休地への太陽光発電システムの導入促進

再生可能エネルギーの有効活用を積極的に取り入れ、市の遊休地を活用した太陽光発電所を設置し、発電及び売電益を活用した事業の推進を図っています。

表 2-2 市の遊休地を活用した事業（平成30年度末現在）

	設置場所	発電事業者	発電容量
1	老津町	民間	1,000 kW
2	高塚町	民間	350 kW
3	豊清町	民間	100 kW
4	石巻平野町	民間	130 kW
5	神野新田町	市	400 kW
6	神野新田町	民間	1,995 kW
		計	3,975 kW



写真 2-2 とよはし E-じゃん発電所（市）

バイオマスの利活用

未利用バイオマスのエネルギー利用を行うため、中島処理場（神野新田町）にバイオガス化施設を整備しました（平成29年10月稼働）。

下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみをメタン発酵処理し、再生可能エネルギーであるバイオガスを発生させ発電を行います。また、発酵後に残った汚泥は、炭化燃料に加工してエネルギーとして利用しています。

発電容量：1,000 kW（ガス発電機）



写真 2-3 バイオマス利活用センター
（PFI 事業）

このように地域での再生可能エネルギーの導入が進んでいる中、再生可能エネルギーを地域で活用していく「エネルギーの地産地消」については一部にとどまっている状況にあるため、更なる「エネルギーの地産地消」における仕組みを構築していく必要があります。

4 エネルギーの地産地消に係る課題

本市においてエネルギーの地産地消を推進していくうえで、次のような課題が挙げられます。

- 再生可能エネルギーの更なる導入を促進していく中、令和元年11月から順次、住宅用太陽光発電の固定価格買取制度（FIT）における10年間の余剰電力買取期間が満了を迎えることから、住宅用太陽光発電システムの導入が減速している。
- エネルギーの需要と供給において、需要家（家庭や公共施設など）は地域外の供給者（化石燃料や発電所など）からエネルギーを得ることが大半であり、地域内で生まれた再生可能エネルギーの有効活用が図られていない。
- 災害時における、エネルギー供給の安定性・安全性が確保されていない。
- 市民や事業者など、地域での再生可能エネルギーの活用に対する理解・必要性の認識が不十分である。
- エネルギーの地産地消を進めるうえで、再生可能エネルギーを地域で活用する仕組みが構築されていない。

第3章

エネルギーの地産地消の必要性

国や県及び本市の現状と課題を踏まえ、本市における「エネルギーの地産地消」の必要性について以下に示します。

- 住宅用太陽光発電の固定価格買取制度（FIT）における10年間の余剰電力買取期間が満了を迎えることへの対応策として、建物・住まいの省エネ化やエネルギーの自家消費を促進する必要がある。
- 恵まれた日照や新たな資源の利活用など、地域特性を活かした再生可能エネルギー（太陽光・バイオマス）を地域で循環させ、地域の活性化を図る必要がある。
- 災害時などにおけるエネルギー供給の安心・安全を確保するため、地域の再生可能エネルギーを活用する「自立分散型エネルギーシステム」の構築が必要である。
- 「世界首長誓約／日本」の誓約自治体として、持続可能なエネルギーシステム（エネルギーの地産地消）への転換を進める必要がある。

第4章

エネルギーの地産地消の実現に向けて

本指針を踏まえた様々な取り組みを実施するためには、将来の目指す方向性を地域全体で共有することが重要です。そこで、本市がエネルギーの地産地消のまちとして目指す姿を以下に示します。

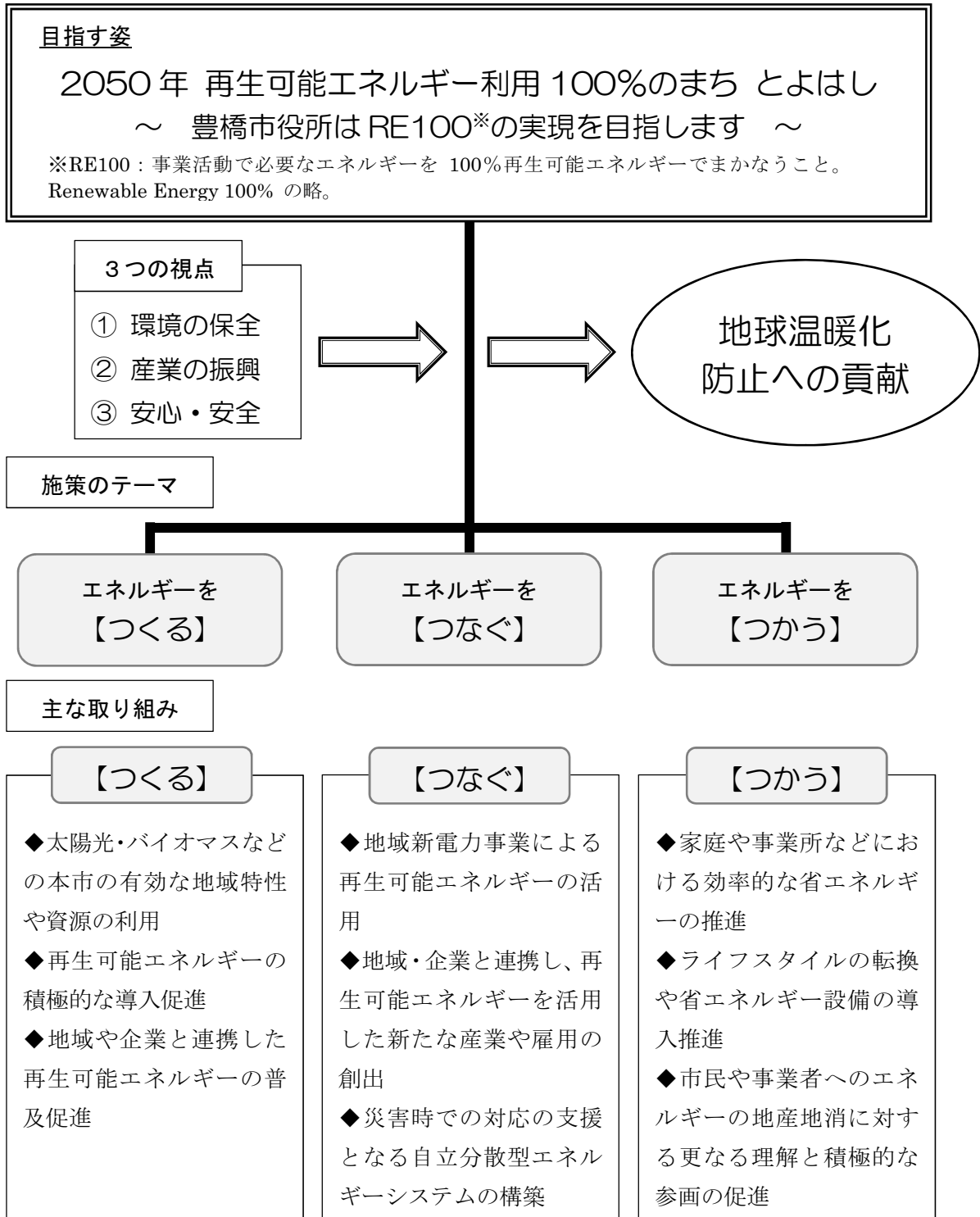


図4-1 目指す姿

第5章

推進体制

本指針におけるエネルギーの地産地消を実現するためには、市民・事業者・市の三者が協働・連携して取り組む必要があります。さらに、施策のテーマである『エネルギーを【つくる】【つなぐ】【つかう】』のエネルギーの地産地消における体制を整え、オール豊橋で実践していきます。

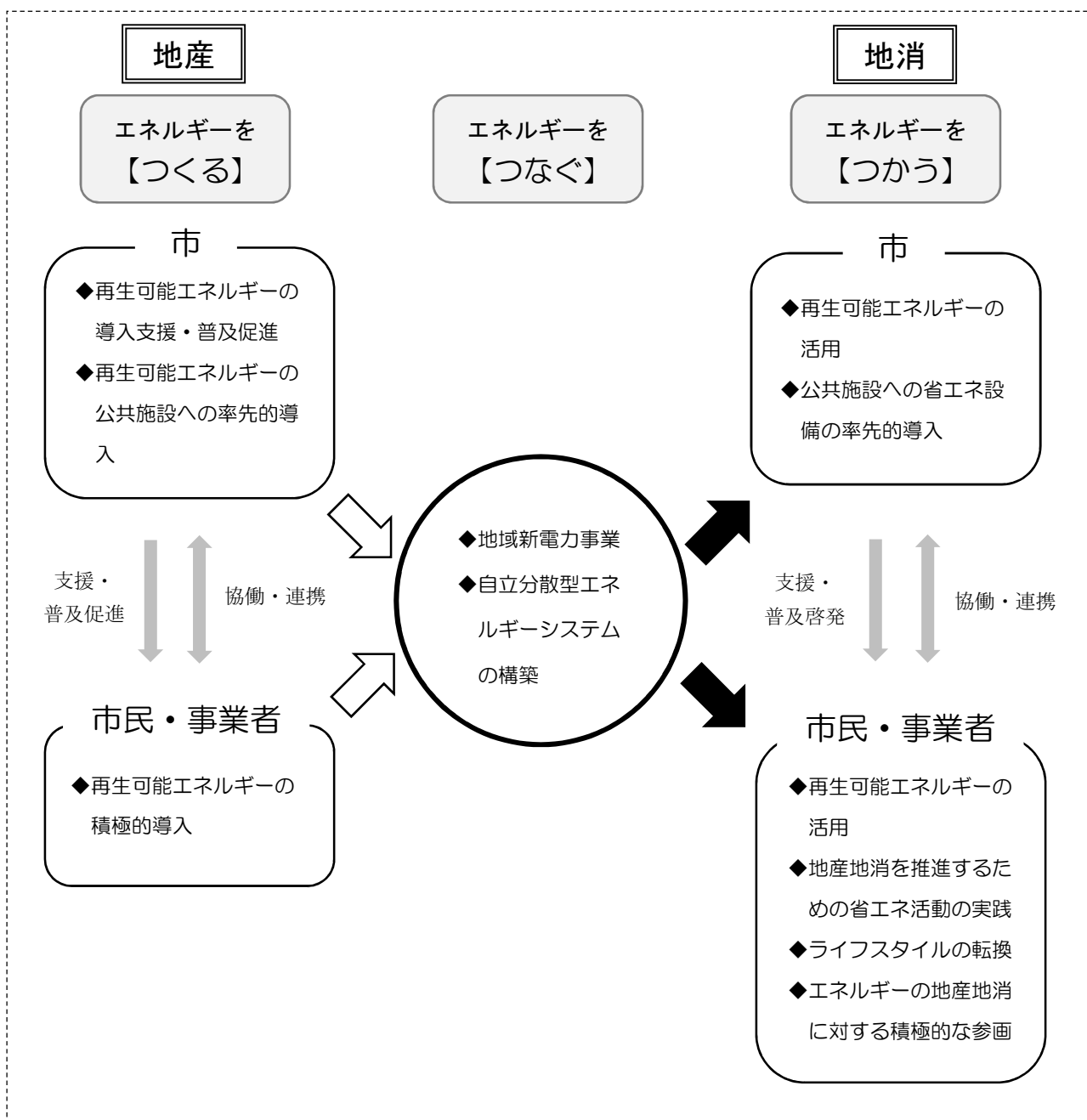


図 5-1 推進体制

豊橋市地産地消エネルギー指針

令和2年1月

発行：豊橋市

環境部 温暖化対策推進室 電話 (0532) 51-2419

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地